一　一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）が開設する次のイ及びロに掲げる卸電力取引市場における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該イ及びロに掲げる卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表する額

イ　翌日市場であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けないものと仮定して売買取引を行うもの

ロ　翌日市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場であって、当該翌日市場において当該時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引が行われた後に売買取引を行うためのもの

二　次のイに掲げる価格（当該価格が次のロに掲げる価格を上回る場合にあっては当該ロに掲げる価格とする。）を前号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値（次号において「インバランス料金算定係数」という。）として卸電力取引所が公表する値

イ　翌日市場において行われた三十分を単位とする電力の買入れに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の第一条第二項第二号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量並びに一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量（小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再エネ特措法第十八条第一項に規定する再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約に基づき電気の供給を受ける場合を除く。）（次号において「インバランス供給量」という。）を加えた数量の電力の買入れに係る入札（以下この号において「買入入札」という。）並びに翌日市場において行われた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の同項第二号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量（次号において「インバランス買取量」という。）を加えた数量の電力の売渡しに係る入札（以下この号において「売渡入札」という。）が当該翌日市場において行われたものと仮定した場合における当該翌日市場における売買取引の価格

ロ　翌日市場において買入入札の価格が高いものから順に買入れが行われたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の百分の三が買い入れられることとなる価格と翌日市場において売渡入札の価格が高いものから順に売渡しが行われたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の百分の三が売り渡されることとなる価格を平均した価格

三　［略］

一　一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）が開設する次のイ及びロに掲げる卸電力取引市場における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該イ及びロに掲げる卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表する額

イ　卸電力取引所の業務規程に規定するスポット取引を行うための卸電力取引市場（以下この条において「スポット市場」という。）であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けないものと仮定して売買取引を行うもの

ロ　スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引が行われた後に売買取引を行うためのもの

二　次のイに掲げる価格（当該価格が次のロに掲げる価格を上回る場合にあっては当該ロに掲げる価格とする。）を前号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値（次号において「インバランス料金算定係数」という。）として卸電力取引所が公表する値

イ　スポット市場において行われた三十分を単位とする電力の買入れに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の第一条第二項第二号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量並びに一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量（小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再エネ特措法第十八条第一項に規定する再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約に基づき電気の供給を受ける場合を除く。）（次号において「インバランス供給量」という。）を加えた数量の電力の買入れに係る入札（以下この号において「買入入札」という。）並びにスポット市場において行われた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の同項第二号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量（次号において「インバランス買取量」という。）を加えた数量の電力の売渡しに係る入札（以下この号において「売渡入札」という。）が当該スポット市場において行われたものと仮定した場合における当該スポット市場における売買取引の価格

ロ　スポット市場において買入入札の価格が高いものから順に買入れが行われたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の百分の三が買い入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が高いものから順に売渡しが行われたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の百分の三が売り渡されることとなる価格を平均した価格

三　［略］